

農薬散布用ドローン導入助成事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、規模拡大等によりコスト低減に取り組む農業者等に対し、農薬散布用ドローン導入にかかる費用の一部を助成することにより、その取組みを後押しし、もって農業所得の増大につなげることを目的とする。

(募集)

第2条 本事業にかかる募集にあたっては、平成30年12月28日までとする。ただし、第3条第3項の助成総額に達した場合は終了とする。

(事業内容)

第3条

1 事業実施主体

事業実施主体は香川県農業同組合（以下、「JA」という。）とする。

2 助成対象品目

助成対象品目は、米麦・野菜とする。

3 助成総額

助成総額は2,000万円とする。

4 事業対象者

本事業の対象者は、香川県内に居住し、かつ認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織・農業法人・3戸以上の農業者で構成する農業団体等とし、経営が健全な者とする。

ただし、行政・大企業および行政・大企業が出資する法人は助成対象外とする（大企業とは、中小企業基本法における中小企業の基準を超える会社とし、大企業が出資する法人とは、大企業が「筆頭株主」または「出資比率20%以上」の出資となっている法人をいう。）

5 対象物件

事業対象者が、第4条に掲げる取組みのため、購入する農薬散布用ドローンとその操縦免許取得に関する費用とする。なお、国または地方公共団体等からの補助金を受け、または受ける予定がある物件は対象外とする。

また、対象物件は、平成31年2月20日までに納品と支払（代金決済）を完了しなければならない。

(助成要件)

第4条 助成要件は、次の各号いずれの要件も満たすこと。なお、面積要件は、取組しよう

とする品目ごとに設定しているので、取組品目のみで達成すること。

2 下表の面積要件を3年後までに達成すること。

品目	面積要件 (3年後の延べ作付面積)	備考
米麦	10ha	転作作物含む
野菜	1 ha	

3 成果目標は、農薬散布にかかる作業効率を3年後までに10%以上向上させることとし、購入した農薬散布用ドローンの運転日誌を必ず作成しなければならない。

(助成内容)

第5条 農薬散布用ドローン購入に対する助成金額は、次のとおりとし、事業対象者に対しJAが支払う。なお、助成額は千円未満を切り捨てる。

(1) JAの組合員

「本体価格(税込)の50%相当額」または「200万円」のいずれか低い金額

(2) その他

「本体価格(税込)の10%相当額」または「50万円」のいずれか低い金額

2 操縦免許を取得する場合は、取得者1名につき10万円(税込)を助成する。ただし、本体1台の購入に対して、操縦免許取得費用の助成は3名までとする。

3 1事業対象者あたりの助成回数の上限は、1回とする。

(助成手続き)

第6条 事業対象者は、「農薬散布用ドローン導入助成事業 実施計画書」(様式1)(以下、「実施計画書」という。)を作成し、必要書類を添えてJAあて申請を行う。

2 JAは、事業対象者から提出を受けた実施計画書の記載内容や添付資料に不備がないかを確認のうえ受付する。

3 JAは、実施計画書の内容を審査のうえ、所定の権限にて助成の可否を決定し、「農薬散布用ドローン導入助成事業 助成決定通知書」(様式2)により助成決定通知を事業対象者あて連絡する。

4 事業対象者は、助成対象物件(操縦免許取得を含む)の導入後(掛け売りの場合は代金決済後)、「農薬散布用ドローン導入助成事業 助成金支出申請書」(様式3)(以下、「支出申請書」という。)を作成し、購入の証跡となる書類など必要書類を添付のうえ、平成31年3月10日までにJAに支出申請を行う。

5 JAは、事業対象者から提出を受けた支出申請書の記載内容や添付書類に不備がないかを確認のうえ受付し、所定の権限にて助成金支出を決定し、事業対象者あて助成金を支出する。

(機械の管理)

第7条 事業対象者は、機械の盗難またはき損に備えるため、機械の耐用年数（7年）を経過するまでは、厳重な保管・管理を行う。

(報告)

第8条

1 年次報告

本事業の助成を受ける事業対象者は、JAに対し、「事業実施状況及び評価結果報告書」（様式4）により、助成物件の利用状況や事業の取組状況等の年次報告を事業実施翌年度の4月に行う。なお、平成28年度導入分の初回報告年月は平成30年4月とする。

JAは、年次報告のとおり営農されているか、助成対象物件が利用されているか、訪問により現地確認を行う。

2 内容変更による報告

事業対象者は、申請内容に変更がある場合、JAに対し「申請内容変更届（農薬散布用ドローン導入助成事業）」（様式6）により届け出る。

3 その他報告

事業対象者は、第9条第1項に定める助成金返還事由に抵触した場合には、JAに対し直ちに報告を行う。

(助成金の返還に関する事項)

第9条 JAは、事業対象者が次に掲げる事由のいずれかの場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、助成金の支払いを中止するか、既に支払った助成金の全部もしくは一部を請求することができる。

- (1) 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき
- (2) 経営を中止した場合
- (3) 助成対象物件が消滅または消失したとき
- (4) 申請書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- (5) JAの実施する現地確認等への協力を拒んだとき
- (6) 第8条に定める報告を怠った場合
- (7) 申請者が暴力団等の反社会的勢力である者または反社会的勢力との関係を有する者だった場合

2 前項の請求を受けた場合、事業対象者は、JAの指定する期日までに当該助成金をJAに返還する。

なお、当該期日までに返還されない場合は、JAは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を受入することができる。

(被災による事業終了に関する事項)

第10条 事業対象者は、天災または自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった事業対象物件について、事業対象期間内に処分する場合には、「被災による事業終了手続きについて」(様式7)により、事業終了に関する承認の申請を行う。なお、処分にあたっては、売却代金に助成率を乗じた額をJAに返還する。

2 JAは、前項により事業対象者から申請を受けた場合、現地確認等の調査を行うことができることとし、本事業に適合しないと認められた場合は、事業対象者に改善を指示することができる。

(調査)

第11条 JAは、本事業の実施に必要と認める場合、現地確認等の調査を行うことができることとし、本事業に適合しないと認められた場合は、事業対象者に改善を指示することができる。

(個人情報の取扱い)

第12条 本事業により入手した事業対象者にかかる個人情報は、JA・中央会・各連合会および全国連が個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理する。

2 当該個人情報は、本事業の円滑な運営のために利用する。

(その他)

第13条 JAは、本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項について別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この要領の改廃は副理事長の決裁による。

以 上